

事 務 連 絡  
平成28年7月14日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

### 平成27年度「人権教育に関する特色ある実践事例」の公開について

日頃より人権教育の推進について御尽力いただき、深く敬意を表します。

文部科学省においては、学校における人権教育の一層の推進に資するため、平成27年度より、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議による「第三次とりまとめ」（平成20年3月）や人権教育の推進に関する取組状況の調査結果（平成21年10月）等の趣旨を踏まえた、学校における人権教育の特色ある実践事例の収集・公表を行っています。

昨年10月には各都道府県教育委員会に平成27年度の事例の提供を依頼し、その後、各都道府県教育委員会の協力の下、公開の準備を行ってきたところですが、このたび、文部科学省ウェブサイトにおいて、下記アドレスに平成27年度の実践事例集を公開しましたのでお知らせします。

なお、本事例収集については、平成23年度から一定期間継続して行うこととしていましたが、当初予定していた5年が経過しましたので、平成27年度の公開をもって、収集・公表を終了します。各都道府県教育委員会におかれましては、事例の収集・公表に当たり、御協力いただき、ありがとうございました。

#### <掲載ページ>

文部科学省トップページ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 人権教育 >  
人権教育に関する特色ある実践事例  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm)

各位におかれては、本実践事例集の活用により、各地域・学校における人権教育の一層の推進が図られるよう、御協力をお願いします。

また、現在、いじめの問題が学校教育上の大きな課題となっておりますが、本事例集には、人権教育の観点からいじめの問題に取り組む事例等も含まれており、各学校におけるいじめの未然防止等の取組に当たっても御活用いただける事例集となっております。

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県におかれては所轄する学校に対して、各附属学校を置く国立大学法人におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対して、このことについて周知いただきますよう、お願いします。

#### 【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
指導調査係（水之浦、石和田）  
電話：03-5253-4111（内線3297）  
FAX：03-6734-3735  
E-Mail：jidous@mext.go.jp

